平成２７年（フ）第８２２号
横浜市戸塚区上矢部町440番地１　グランガーデン東戸塚306号
破産者　菅原　伸二
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８３号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目15番43号
破産者　森田た祢子
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９８４号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目15番43号
破産者　森田　雅之
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目10番36号
破産者　佐々木安弘
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７４号
横浜市泉区白百合１丁目19番22号
破産者　守部　峰樹
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３８号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根90－121－105、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根20番地
破産者　太田　敏恵
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４０号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根20番地　ホテルむさしや内、住民票上の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島947番地
破産者　井上　理恵
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４４１号
横浜市戸塚区深谷町1396－１　レオパレス谷中202号、住民票上の住所神奈川県足柄上郡開成町吉田島947番地
破産者　井上　亜美
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９９号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1075番地の８、前住所東京都品川区北品川１丁目１番10－806号
破産者　田中　英之
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０９号
神奈川県平塚市東真土２丁目20番69－103号コーポ真土、前住所神奈川県平塚市宝町９番１－709号　星和平塚宝町ハイツ
破産者　藤下ミノリ
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８７号
長野県飯田市高羽町３丁目５番地13
破産者　小林　　修
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３９２号
静岡市駿河区大谷２丁目24番38号
破産者　鈴木　正継
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７号
滋賀県近江八幡市浅小井町444番地
破産者　新栄建設こと　吉井登美夫
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３７号
滋賀県近江八幡市上田町1534番地２
破産者　草戸庵こと　植田　　悟
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１号
滋賀県米原市梅ケ原栄15番地　ファミール栄Ｂ　201号、申立時の住所滋賀県彦根市安清東町95番地（612号）
破産者　井上　健一
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２６６０号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目10番３号
破産者　長谷川　浩
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８４号
大阪府池田市住吉２丁目11番16号　第２Ｍマンション３Ａ号室、開始決定時の住所大阪府池田市渋谷２丁目６番３－Ａ号（105号）
破産者　志村康雄こと　金　　康雄
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０５号
兵庫県西宮市神園町８番33号
破産者　村上　雅一
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８１号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番24－601号
破産者　長山　裕司
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部